様式第２号

地域維持型建設共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、地域維持型建設共同企業体の対象となる工事（以下「地域維持業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所をうきは市　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は、令和７年３月３１日までとする。ただし、当企業体に係る地域維持業務の請負契約の工期が延長された場合は、当該工期の終了日までこれを延長するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は次のとおりとする。

　　　　福岡県うきは市　　　　　　　　　　番地

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

福岡県うきは市　　　　　　　　　　番地

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

福岡県うきは市　　　　　　　　　　番地

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

福岡県うきは市　　　　　　　　　　番地

　　　　　　　　　　　　　　株式会社

福岡県うきは市　　　　　　　　　　番地

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

福岡県うきは市　　　　　　　　　　番地

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、地域維持業務の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、地域維持業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　構成員は、地域維持工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　銀行とし、同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、地域維持工事完成の都度当該地域維持工事について決算するものとする。

（利益金配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。ただし、事前に発注者及び構成員全員の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち地域維持工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連体して地域維持工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、地域維持工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る不当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが地域維持業務の工事途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、前従の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は協同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　他　　者は、上記のとおり　　　　地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し当事者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

構成員（代表者）　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

地域維持型建設共同企業体協定書第８条に基づく協定書

　うきは市発注に係る下記工事については、　　　　　地域維持型建設共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

　ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

１　工事名称

２　出資の割合　　　　　　　　株式会社　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　　　　　　％

令和　　年　　月　　日

構成員（代表者）　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印